

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C出張所（以下「事業場」という。）に配属され、工事主任として業務に従事していた。
- 2 請求人によると、被災者は連日深夜まで仕事をして、休日も出勤していたという。被災者は、平成〇年〇月〇日、D港の埠頭において縊頸により自殺した。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円と算定し、葬祭料については同額をもって支給する旨の処分をするとともに、遺族補償給付については年齢階層別限度額を超えていることから最高限度額である〇円をもって支給する旨の処分（この遺族補償給付に関する処分を以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、監督署長の給付基礎日額の算定に誤りがあるとして、葬祭料の支給に関する処分については取り消したが、遺族補償給付の支給に関する本件処分については、これを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

遺族補償給付に関する処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、遺族補償給付の額を不服として、再審査請求をしているが、監督署長は、労災保険法第8条の3で定められた年齢階層別の最高限度額に基づき、請求人の年金給付基礎日額を最高限度額〇円として算定して本件処分をしたものであり、決定書理由に説示のとおり、監督署長の処分に誤りはない。

(2) なお、請求人の再審査請求の趣旨が、労災保険法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を定める告示（平成28年厚生労働省告示第292号）の規定自体に不服があり、その改廃を求めるものであるとすれば、それは当審査会のなすべき不服審査の対象外のものであって、審査の限りではない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。